

新たな 「水産基本計画」 のポイント

水産庁

水産基本計画について

「水産基本計画」は、「水産基本法（平成13年法律第89号）第11条」の規定に基づき、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、おおむね5年ごとに見直すこととされています。

前計画の策定（平成19年3月閣議決定）から約5年が経過し、この間、東日本大震災による甚大な被害、資源状況の低迷など、水産業をめぐる情勢が変化していることなどを踏まえ、平成24年3月23日に、新たな「水産基本計画」が閣議決定されました。

新たな計画の主なポイント

- ・ 「復興基本方針」、「水産復興マスタープラン」等で示し実施してきた水産復興の方針を、改めて基本計画上、位置付け
- ・ 平成23年度から実施している資源管理・漁業所得補償対策を、基本計画上、中核施策として明記。加入率9割を10年後目標として位置付け
- ・ 加工・流通・消費に関し、6次産業化の取組の加速、HACCP等衛生管理の高度化、水産物流通ルートが多様化、魚食普及、輸出促進等を推進
- ・ 安全な漁村づくりと水産業・漁村の多面的機能の発揮に向けた施策や漁船漁業の安全対策を強化
- ・ これらの施策によって、平成34年の生産を449万トンに回復させるとともに、減少傾向にある消費については、現状水準まで引き上げることを目指すこととし、自給率目標を70%（食用魚介類）に設定

東日本大震災からの復興

被災地域で営まれている多様な漁業の特色や被災状況に応じ、人材、予算、ノウハウの面から必要な支援を積極的に実施します。

流通・加工をはじめとする関連分野と一体的に再建し、新たな食料供給基地として再生します。

原子力災害による被害の克服に向けて、正面から対策に取り組めます。

東日本大震災からの復興

復興に当たっての基本理念

地元の意向を踏まえて復興を推進する

被災地域における水産資源をフル活用する

消費者への安全な水産物の安定的な供給を確保する

漁期等に応じた適切な対応を行う

単なる現状復旧にとどまらない新たな復興の姿を目指す

復興の実現に向けた施策の着実な実施

漁港

拠点となる漁港については、25年度末まで（一部被害の甚大な漁港やその他の漁港については27年度末まで）に漁港施設の復旧をおおむね完了

漁場・資源

がれきの撤去については24年度末まで集中的に行い、漂流物・堆積物の分布状況に応じて25年度においても実施。27年度末までに、魚礁、藻場・干潟等の整備がなされるよう支援

漁船

25年度末までに少なくとも1万2千隻まで回復

養殖施設

24年度末までに養殖業再開希望者全員について整備がなされるよう支援。栽培漁業対象種の放流用種苗生産については平成27年度末までに被災前の生産水準へ回復

水産加工・水産流通、漁業経営、漁協、漁村について、復興に向けて施策を推進。

原発事故の影響の克服

水産物の放射性物質調査の徹底による安全な水産物の供給と風評の払拭
操業の再開に向けて支援

漁業・養殖業の経営発展

資源管理指針と資源管理計画に基づく新たな資源管理体制の下で、資源管理やつくり育てる漁業に取り組み、長期的に漁獲を安定・増大させます。

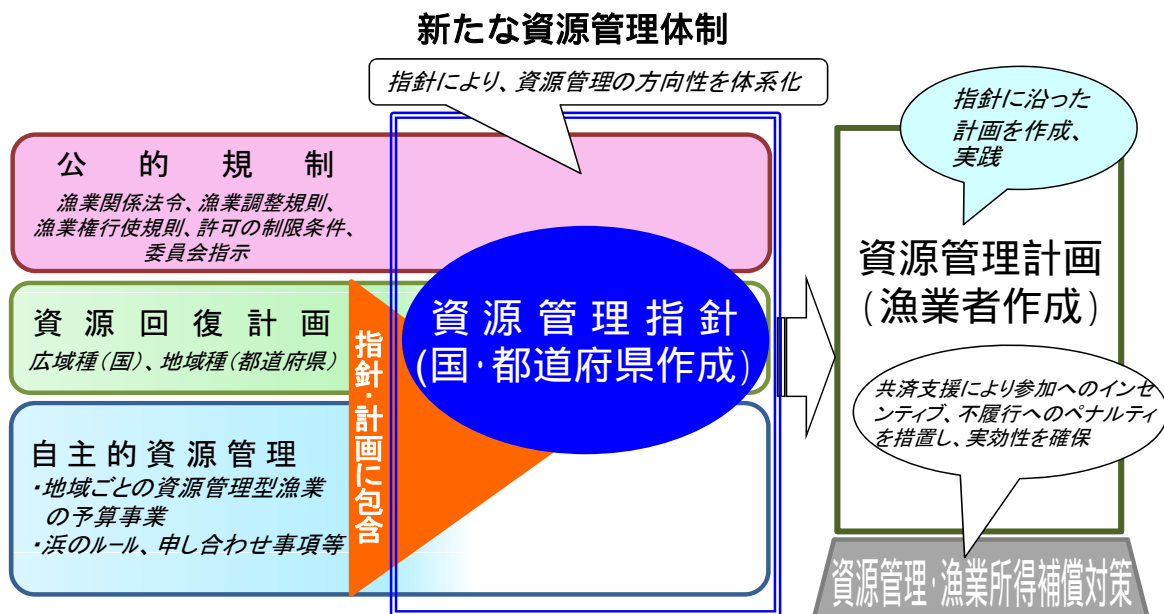
資源管理・所得補償対策によって、収入と費用を安定させ、漁業者が体質強化に取り組むための足場を固めます。

固めた足場に立って、収入の増大、費用の低減に取り組み、多様な経営発展を実現します。

新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化

我が国の排他的経済水域における資源管理の強化

資源管理・漁業所得補償対策の下で、資源管理指針・計画に基づく資源管理を、基本的に全ての漁業者の参画を得て全国的に推進



海域栽培漁業推進協議会による連携調整による種苗放流を推進

環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立

資源管理・漁業所得補償対策の下での適正養殖可能数量の設定と遵守、人工種苗への転換等を推進

赤潮対策等を実施

沖合漁場への展開や陸上施設等養殖場を多様化

クロマグロ人工種苗



キジハタ人工種苗



オニオコゼ人工種苗

国際的な資源管理の推進

資源に関する調査研究の充実

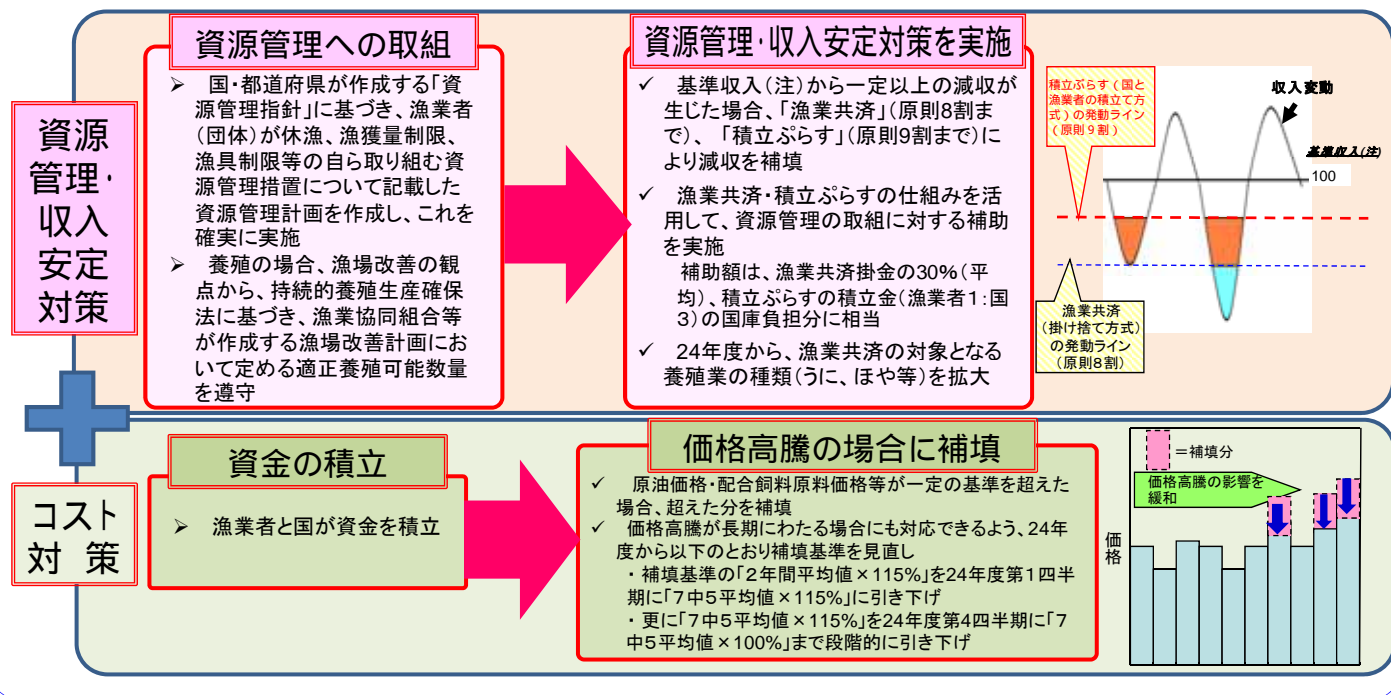
多様な海洋生物の共存下での漁業の発展の確保

意欲ある漁業者の経営安定の実現

資源管理・漁業所得補償対策による漁業経営の安定の確保

10年後（平成34年度）を目途に、経営として漁業を行う者の太宗が資源管理・漁業所得補償対策に加入しつつ、それぞれの経営に合った施策を活用する等により、より収益性の高い漁業経営を実現することを目標

資源管理・漁業所得補償対策



多様な経営発展による活力ある生産構造の確立

国際競争力のある経営体の育成に向けた漁業経営の体質強化

漁業改革推進集中プロジェクトの推進等により、収益性の高い漁業・養殖業を育成

6次産業化の推進

漁業者、漁協等による加工・販売、他産業と連携した新商品の開発、販路拡大の取組等を促進

融資・信用保証による経営支援の的確な実施

担い手の確保・人材育成と女性の参画の推進

6次産業化の取組例



生産・加工・販売のための施設整備

漁船漁業の安全対策の強化

水産物の消費拡大

水産物の消費拡大のため、HACCP等の衛生管理の徹底による安全な水産物の提供等、消費者ニーズに即した水産物の生産・流通体制への転換と食育を推進します。

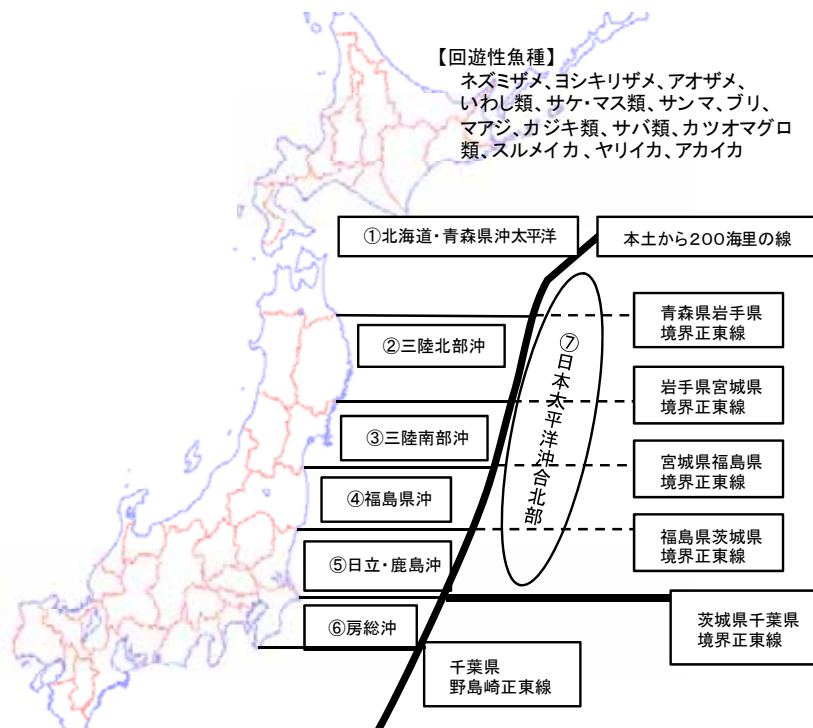
消費者と生産者の「顔の見える関係」の構築に向けて、産地市場の活性化・効率化や消費者への適切な情報提供の充実に取り組みます。

水産物の消費拡大と加工・流通業の持続的発展による安全な水産物の安定供給

消費者への情報提供の充実

水産物の名称や産地に関する適切な表示の実施について周知及び啓発を推進
水産物流通の実態に応じた消費者への情報提供を充実

日本太平洋における生鮮水産物の産地表示方法



魚食普及の推進

水産物の優れた栄養特性、栄養バランスに優れた日本型食生活や水産業に対する消費者の理解を深めるための情報提供を推進

食育に関わる幅広い関係者の情報の共有や活動の連携を促進



小学校での魚ふれあい体験

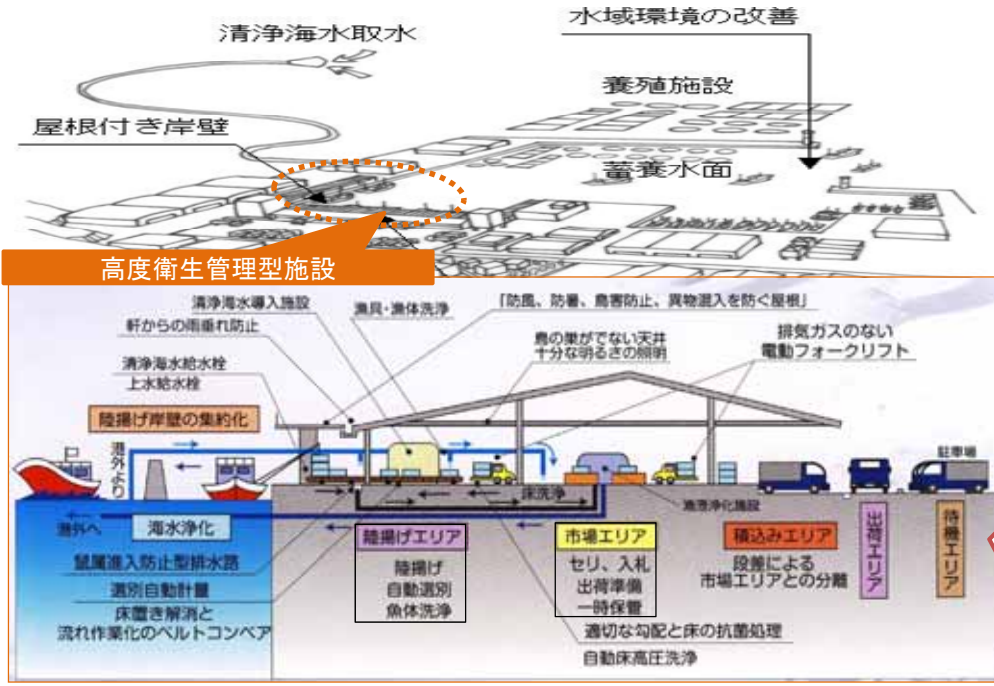


親子魚介料理教室

水産物流通の品質・衛生管理対策の推進

漁港における品質・衛生管理対策を推進
 水産加工業等におけるHACCP手法の導入を促進
 安全・安心な養殖生産物の供給

高度な衛生管理による水産物出荷



- 施設整備に加え、
配慮する事項
- ・水産物の床面の直置き禁止
 - ・施水等により水産物の特性に応じた適切な低温保持
 - ・手洗いの徹底、喫煙所の区分
 - ・衛生管理エリア内で利用するフォークリフト等の車両の洗浄
 - ・適切な作業動線の設定
- など

多様な流通ルートへの構築

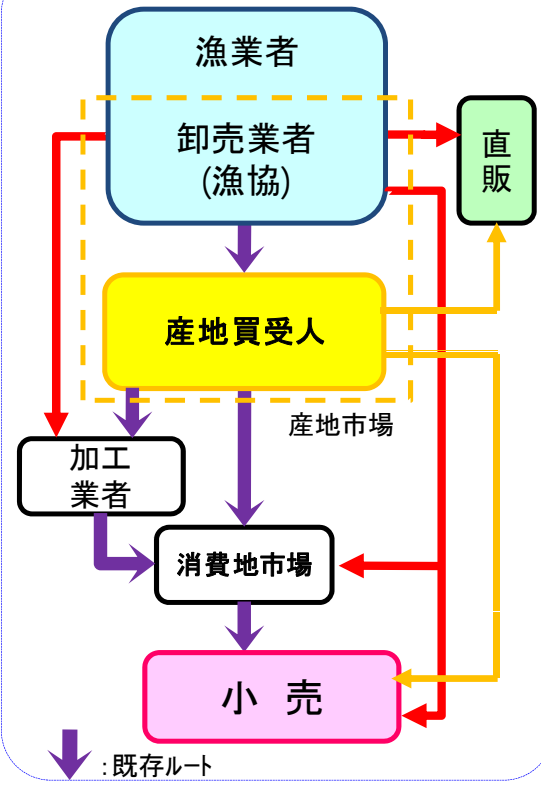
生産者団体・産地買受人による直接取引や販売ルート開拓による取引の選択肢の拡大を推進

加工・流通機能の発揮による適切な需給バランスの確保

水産物の輸出促進

海外へ正確な情報を提供
 相手国の衛生基準への適合と高付加価値化を推進

多様な流通ルート



安全で活力ある漁村づくり

水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の維持・向上、漁港・漁村の防災・減災対策の強化により、機能的で災害に強い安全な漁港・漁村づくりを推進します。

水産業・漁村が有する多面的機能が将来にわたり発揮されるよう取り組みます。

安全で活力ある漁村づくり

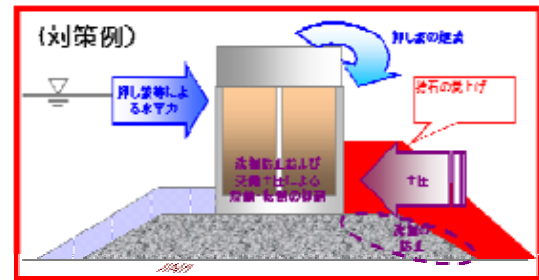
漁港・漁村の防災機能・減災対策の強化

漁港施設や海岸保全施設について、津波が乗り越えた場合でも全壊しないなどの構造上の工夫を推進

陸揚岸壁の耐震化や、避難路・避難施設の整備を推進

「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等を見直し、普及・啓発

津波を考慮した
防波堤



水産物の安定供給の基盤となる漁港施設の保全・強化

漁港機能の保全対策を推進

漁港・漁村における再生可能エネルギーの活用に向けて取り組み

地域資源の活用と水産業・漁村の多面的機能の発揮

都市住民等との交流により漁村の活力を増進

漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用を促進

水産業・漁村の持つ多面的機能が将来にわたって発揮されるよう、総合的に支援

子ども漁村交流の事例

【魚のつかみ取り】



魚たちと格闘。生き物の生態や感触を体験

【かご網体験】



船外機に乗ってカゴを一人ずつ引き上げ。アナゴやタコを捕獲

【魚さばき】



つかまえた魚を夕食用に下ごしらえ。旅館の調理人が指導

水産業・漁村の多面的機能



参考 新たな漁港漁場整備長期計画 (平成24年3月23日閣議決定)

漁港漁場整備事業の基本的な考え方

- 我が国全体の水産業をめぐる情勢や今後の水産施策の展開を踏まえて、水産業の基盤の整備における課題に対応
 - ・東日本大震災からの早期復旧・復興
 - ・水産物の安全・安心など消費者ニーズへの対応
 - ・漁港・漁村の安全性の確保や活力ある漁村づくり
 - ・資源量が低位又は悪化している水産資源の回復など
- 「漁港漁場整備基本方針」の見直し
 - ・これらの課題に的確に対応するため、漁港漁場整備の推進に関する基本方針を変更。特に、震災からの復旧・復興及び震災を踏まえ、基本的な方向を見直す。
- 水産基本計画との密接な連携の下、漁港・漁場・漁村の総合的かつ計画的な整備を推進

漁港漁場整備長期計画における重点課題

- 1 災害に強く安全な地域づくりの推進**
東日本大震災からの復旧・復興及び全国の漁港・漁村の防災対策を推進するため、水産物の流通拠点漁港の耐震化、漁村の防災機能の強化を図る。
- 2 水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進**
水産物の流通拠点漁港における衛生管理対策に取り組むとともに、既存の漁港施設の長寿命化対策の実施、漁村の生活環境等の改善を図る。
- 3 豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進**
資源管理等と連携し、水産生物の生活史に配慮した漁場整備を推進し、良好な生息環境空間を創出する。

水産物の自給率の目標

自給率目標の考え方

我が国周辺水域の豊かな水産資源という恵みについて、その十分な活用を実現していくことを基本に据えて、近年のすう勢を踏まえて実現可能と見込まれる生産量の目標と消費量の目標を設定。

それらの目標を達成した場合に得られる数値を自給率の目標に設定。

平成34年度の自給率目標

魚介類（食用）

魚介類(食用)	H22	H34すう勢	H34目標
生産量	409	384	449
消費量	680 (29.5kg/人年)	509 (23.3kg/人年)	646 (29.5kg/人年)
自給率	60%	-	70%

魚介類（全体）

魚介類(全体)	H22	H34すう勢	H34目標
生産量	474	440	515
消費量	886	716	853
自給率	54%	-	60%

海藻類

海藻類	H22	H34すう勢	H34目標
生産量	53	47	53
消費量	76 (1.0kg/人年)	65 (0.8kg/人年)	73 (1.0kg/人年)
自給率	70%	-	73%

生産量・消費量の単位は万トン